

関西学院大学 研究成果報告

2025年 6月 4日

関西学院 院長殿

所属：社会学部
職名：教授
氏名：長松 奈美江

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	☒ 関西学院留学 長期（滞在国：スイス連邦） ☐ 関西学院留学 短期（滞在国：） ☐ 宣教師研究期間 ☐ 関西学院外留学（滞在国：）
研究課題	脱工業社会における労働市場の変容とアクティベーション政策
研究実施場所	ジュネーヴ大学
研究期間	2024年 4月 1日 ～ 2025年 3月 31日（ 12ヶ月）

◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

留学中の研究成果は下記の3点にまとめることができる。 (1) 就労困難者を対象とした積極的労働市場政策およびアクティベーション政策に関する文献サーベイ スイス連邦・ジュネーヴ大学を拠点として、ヨーロッパ諸国における積極的労働市場政策およびアクティベーション政策の文献レビューを行った。その結果、以下の2点が明らかになった。第一に、近年における「雇用主の関与」に関する研究の広がりである。『Handbook of labour market policy in advanced democracies』（Daniel CleggとNiccolo Durazzi編，2023年）に所収されたRik van Berkelによる26章（”The changing role of frontline employment advisors”）では、2017年以降、労働市場で脆弱な立場にある者を支援する積極的労働市場政策において、雇用主との協働（collaboration with employers）に関する問題に関心が当てられるようになったと指摘されている。Rik van Berkel、van der Aa、Jo Ingoldらの論文を読み、政策における関心が労働市場の供給側から需要側へとシフトした背景や、政策に雇用主を関与させるための具体的な取り組み等を調べた。 第二に、アクティベーションサービス供給の個別化（individualisation）に関わる調査研究を調べた。近年、ヨーロッパ諸国で展開されたアクティベーション改革により画一的な労働市場プログラムや無条件の金銭給付が正統性を失い、個々の求職者が介入の
--

主要な対象となっている。そして、給付金受給者の個人責任の強化、政策実施プロセスへの参加、個々のニーズや状況に合わせたサービスの適応が強調されている。この流れを「個人化」という概念で把握し、その背景や「個人化」に対する批判、実証研究における具体的な問題設定を調べた。

これらの点から欧州諸国における積極的労働市場政策およびアクティベーション政策の状況を把握し、日本と比較するとともに、理論的枠組み、調査・分析枠組みについて検討した。

(2) 日本における生活困窮者自立支援制度に関する論文執筆、研究発表

前年度までに日本で実施した調査データを分析し、研究発表を行い、論文を執筆した。研究発表としては、以下の3つの発表を行った。

1. 長松奈美江, 2024, 「生活困窮者自立支援事業体制の自治体間多様性の計量分析—支援件数と支援メニューに注目して—」(分科会8:生活困窮者自立支援事業体制の自治体間多様性—大阪府における地域雇用政策の展開のなかで—) 第149回社会政策学会大会, 2024年10月19日(大分大学)
2. 長松奈美江, 2024, 「大阪府内自治体における地域雇用政策の展開—生活困窮者自立支援事業に注目して—」第75回関西社会学会大会シンポジウム「関西における〈社会〉の発見と自由な知の創造」, 2024年5月26日(大和大学)
3. Namie Nagamatsu, 2025, “Trust in Public Services for Supporting People in Need: From a Client’s Perspective of Japan’s Self-Reliance Support for Needy Persons”, Les dejeuners sociologiques, The University of Geneva, 20th February 2025.

また、以下の3つの論文を執筆した。

1. 長松奈美江, 2025, 「大阪府内自治体における生活困窮者自立支援事業の展開——「雇用主の関与」を促す事業実施体制」『フォーラム現代社会学』第24号: 153-167.
2. 長松奈美江, 2024, 「大阪府内自治体における生活困窮者自立支援制度——その役割と課題に注目して(特集 自治体の雇用政策の可能性)」『市政研究』第225号(2024年秋季): 22-32.
3. 長松奈美江, 2025(近刊), 「生活困窮者自立支援事業体制の自治体間多様性の計量分析——支援件数と就労支援メニューに注目して(小特集:生活困窮者自立支援事業体制の自治体間多様性——大阪府における地域雇用政策の展開のなかで)」『社会政策』巻号、ページ未定.

(3) スイスの社会制度および社会政策に関する文献サーベイと現地調査

文献サーベイと関係者からの聞き取り調査によって、スイスの社会制度および社会政策について調べた。具体的には、教育制度、就業状況、社会保障制度について調べ、特にスイスにおけるアクティベーション政策と職業訓練制度について重点的に調査した。スイス社会を対象とした研究論文や研究発表だけではなく、スイス連邦統計局(Federal Statistical Office)や経済省(SECO: State Secretariat for Economic Affairs)などの公的ホームページによるデータや、スイスにおけるニュース記事なども参照した。また、スイス社会学会に参加したり、ジュネーヴ州の職業センター(Cité des Métiers)を訪問して情報収集した。さらに、スイスの社会学者および社会政策研究者と積極的に情報交換し、知識を深めた。以上の結果は、私が代表を務める科研研究会で発表し、日本とスイス社会との違いについて議論をした。また、スイスの研究者に日本社会についての説明を行い、両国間の相互交流を促進するために努めた。

以上

提出期限: 研究期間終了後2ヶ月以内

提出先: 研究推進社会連携機構(NUC)

※関西学院留学は所属長を経て、宣教師研究期間の大学教員は学部長及び学長を経て院長に、高中部教員は各部長及び高中部長を経て院長に提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。